

1. 事業の必要性、概要

平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）」が成立し、同法に基づき、海岸漂着物対策が推進されている。同法の下、海岸漂着物等の発生状況の把握、発生原因に関する調査等、政府としての責務を果たしていく必要がある。

また、同法附帯決議においては、同法の海岸漂着物等となっていない海底ゴミ、漂流ゴミについて、「回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと」、「地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること」とされている。

漂着ゴミについては、引き続き全国的、経年的な状況把握や原因究明等を行うとともに、海底・漂流ゴミ対策については、被害の実態が認められ、地方自治体からの要望も高まっており、また生態系への影響も懸念されるため、国として、状況把握、原因究明、回収のための技術的検討等対策手法の検討を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）漂着ゴミ対策総合検討事業

国による総合的な海岸漂着物対策実施を推進するため、以下の検討を行う。

①漂着ゴミ状況把握事業

各主体と連携し、我が国の漂着ゴミの状況を把握する上で必要な地点において、漂着ゴミのモニタリングを行い、全国的・経年的な漂着ゴミの状況を把握する。

②漂着ゴミ原因究明事業

主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査を行う。また、外国から流入する海洋ゴミの国際的な発生源対策のため、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を通じた海洋ゴミの発生源管理のための会合での議論に活用できる情報を収集する。

③漂着ゴミ国外流出対策事業

我が国から流出するゴミの国外における影響に関する調査・検討を行う。

(2) 漂流・海底ゴミ対策総合検討事業

海底・漂流ゴミについて、全国において漁業関係者等へのヒアリングにより、その被害の概況を把握・分析し、緊急的に対策が必要な地域を把握する。加えて、全国から代表的地域を10地域程度選定し、以下の検討を行う。

①海底ゴミ対策検討事業

海底ゴミの状況調査を行い、回収した海底ゴミの性状、組成の分析、海流・海底地形の把握等により、発生源、堆積期間、及び当該地域に堆積した原因を調査、併せて文献調査を行い生態系への影響を把握する。

また、海底ゴミの効率的かつ生態系にも配慮した回収実施のための技術的検討及び関係者間の地域特性に応じた回収や発生抑制のための役割分担の検討並びに、海外の取組状況の調査を実施する。

②漂流ゴミ現状調査事業

漂流ゴミについて現状把握のため、アンケート調査、回収調査等を行う。

3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ゴミの実態把握、原因究明及び効率的処理に関する技術開発等の推進により、各地域の漂流・漂着・海底ゴミ対策が推進される。

漂流・漂着・海底ゴミに係る削減方策総合検討事業

1. 漂着ゴミ対策総合検討事業

(1) 漂着ゴミ状況把握事業

- ・漂着ゴミのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握

効果的な漂着ゴミ対策に関する施策の立案

(2) 漂着ゴミ原因究明事業

- ・主要ゴミの発生実態調査(国内及び海外)
- ・流出状況の追跡調査
- ・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

国内由来のゴミ

我が国に流入するゴミ

我が国から流出するゴミ

(3) 漂着ゴミ国外流出対策事業

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討

発生源対策に係る国際協力体制の構築

2. 漂流・海底ゴミ対策総合検討事業

(1) 海底ゴミ対策検討事業

- ・海底ゴミの全国的・経年的な状況の把握
- ・調査・回収手法の開発・検討

効果的・効率的な海底ゴミ対策の設計・立案

(2) 漂流ゴミ現状調査事業

- ・漂流ゴミの被害状況・取組の実態把握

実態を踏まえた適切な対策の検討